

事務連絡
令和8年3月3日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行（女性活躍推進法関係）に係る周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女間賃金差異の情報公表義務の対象拡大等を含む、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の一部が令和8年4月1日から施行され、また、関係省令、指針も令和8年4月1日（一部の規定は令和8年10月1日（予定））から施行及び適用されます。

今回の改正の具体的な内容は別添資料のとおりですので、これらの内容について御了知のうえ、別添資料等を御活用いただくことにより、貴会会員等に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

（別添資料）

- ・リーフレット「改正女性活躍推進法等のポイント」

（参考URL）

- ・厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

※別添資料は上記リンク先にも掲載していますので、適宜ご活用ください。